

中央防災会議の動き

1 東南海・南海地震対策について

(1) 東南海・南海地震防災対策推進地域(平成15年12月17日指定)

平成15年12月17日付で、内閣総理大臣により、全国で1都2府18県の652市町村が推進地域に指定され、愛知県では次の78市町村が推進地域とされた。(資料5-1)

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲都市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、木曾川町、祖父江町、平和町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、藤岡町、下山村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町

(2) 東南海・南海地震防災対策推進基本計画(平成16年3月31日)

平成16年3月31日付けで、国の東南海・南海地震に係る地震防災対策の基本である「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」が決定された。主な内容は、津波からの防護のための防潮堤や避難路等の施設の整備、津波警報等の情報伝達、避難対策の実施、津波に対する防災訓練の実施、職員及び住民等に対する啓発などである。

なお、基本計画において、推進地域の中で津波により1m以上浸水する範囲を基準に、対策計画を作成すべき者の区域が規定されている。この区域は、全国で16都府県244市町村が該当しており、そのうち、愛知県では25市町村が該当している(別表)。この区域内にある病院、劇場、百貨店、鉄道、学校等を管理・運営する者は、津波からの円滑な避難に関する事項などを定めた対策計画を策定することとされている。

2 東海地震対策について

東海地震応急対策活動要領(平成15年12月17日決定)

東海地震応急対策活動要領は、東海地震に対して、政府や防災関係機関が連携して、迅速かつ的確な応急活動を実施するための計画で、東海地震注意情報を受けて行う準備行動、警戒宣言時の地震災害警戒本部及び災害発災後の緊急災害対策本部等が行う応急活動を示したものである。

このなかで示された主な活動としては、救助・救急、医療活動、物資調達等で、各県の応援必要量は、被害想定に基づき必要量を算出し、それから各県の備蓄状況や防災体制の整備状況等を踏まえ作成することとなる。

東海地震に係る被害としては、住宅全壊が約47万棟(愛知県約5万3千棟)、死者数が約9500人(同約500人)、重傷者数が1万5千人(同1600人)等と想定されており、必要な救助部隊が約3万8千人、必要な救護班が約1500人等、また、物資の応援

必要量については、飲料水が約6万t(愛知県が約2万1千t)、食糧が約2千3百万食(同650万食)などとなっている。

現在この要領の詳細な計画については、訓練等などの内容を踏まえ、検討を行っており、今後、県としてはこれらの計画に基づき受援計画等を定めていくこととなる。

3 その他(専門調査会の活動内容)

(1) 東南海・南海地震等に関する専門調査会(平成13年10月3日発足)

今世紀前半に発生する可能性が高いといわれている東南海・南海地震、及び内陸型地震について地震防災対策の充実強化の検討を行うために設置された専門調査会で、現在までに16回開催されているが、東南海・南海地震に関する調査は、15年12月16日の中央防災会議で「地震防災対策大綱」及び「報告書」が決定されたため、おおむね終了している。

今後は、中部圏・近畿圏の内陸型地震の検討を中心に行う予定となっている。

(2) 災害教訓の継承に関する専門調査会(平成15年7月31日発足)

過去に経験した大規模な災害について、被災の状況、政府の対応、国民生活への影響、社会経済への影響などを体系的に収集することにより、被災の経験と国民的な知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応を検討することを目的としており、現在までに3回開催されている。

(3) 首都直下地震対策専門調査会(平成15年9月12日発足)

首都直下の地震の切迫性が指摘されており、防災体制を強化する必要があるため、直下の地震像を明確化し、また、経済機能や首都機能の確保対策をはじめとした首都直下地震対策をより強化することを目的としており、現在までに6回開催されている。

(4) 民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会(平成15年9月18日発足)

行政や企業、NPO、地域住民などが連携し、地域防災力の向上を図るとともに、市場の力による防災力向上を図るための施策を検討し、官民連携した防災対策の指針である「民間と市場の力を活かした防災戦略(仮称)」を策定することを目的としており、現在までに2回開催されている。

(5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会(平成15年10月27日発足)

日本海溝や千島海溝周辺ではこれまでに大規模地震が多く発生しており、また、宮城県沖地震は約40年間隔で繰り返し発生するなどその切迫性が指摘されていることから、これらの地域での地震対策を検討し、地震防災対策を推進することを目的としており、現在までに3回開催されている。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関しては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成16年4月2日に公布されている。(1年6ヶ月以内に施行)